

第3回船橋市景観計画検討委員会

- 議 事 要 旨 -

概要

日 時：平成19年11月19日(月) 13:30～17:00

場 所：船橋市役所10階 中会議室

参加者：伊東 博明、岡田 博美、小松 洋、 子安 正宏、鈴木 新一

竹内 妙子、田中 久子、福田 俊彦、宮脇 勝、 柳井 重人(敬称略)

事務局：都市計画部都市計画課、パシフィックコンサルタンツ(株)

議事要旨

景観懇談会について

〔委員長〕

- ・景観懇談会ではたくさん意見が出されている。全部に対応することは難しいがそれぞれの地区で景観形成の処方せんを考えていく参考になる。

〔A委員〕

- ・結果をみると、意見が具体的で生の声がわかる。駅前の乱雑な景観をほとんどの方が汚いというが、好きという人もいる。景観のとらえ方が人によって感じ方が違うがわかる。

〔委員長〕

- ・結果を分析して景観計画に反映してほしい。また、結果概要を計画に盛り込むことはできないか。

〔事務局〕

- ・参考編として載せることを検討する。

〔委員長〕

- ・あわせて参考編で計画策定の経緯もまとめてほしい。

〔B委員〕

- ・景観計画の中の市民アンケート結果と景観懇談会の結果をリンクしたら良い。

〔委員長〕

- ・自転車の問題も多数あげられているが、駐輪場をタダにするのはできないのか。

〔事務局〕

- ・自宅と駅との間に駐輪場がないと、市民は使い勝手が悪いとして利用しないようだ。

景観計画の構成について

〔委員長〕

- ・千葉県の景観条例の策定背景では、これまで経済性、効率性が優先されてきたことにより、景観に対する十分な理解や配慮がなされてこなかったことを反省している。同様のことを船橋市の背景に入れてく必要があるだろう。
- ・船橋市の景観計画には、レクリエーション施設の景観を取り上げているが、他市の計画ではレクリエ

ーション施設を独立したテーマとして取り上げていない。なぜかと考えたら、船橋市は、中核市としての広域性、拠点性があるからだと思う。市の南側では商業施設、北部ではアンデルセン公園など、船橋市は娯楽施設を多数誘致している。市内だけではなく、市外からも人々が訪れる場所であり、景観に関するインパクトも大きい。もっと船橋市に来たくなるような景観形成に取り組む必要がある。

- ・以上のような、船橋市特有の背景を書いていくことが必要ではないか。

〔C委員〕

- ・船橋市は中核市として、千葉県の中で景観行政のリーディング都市であるべきだと思う。船橋市は広域的な視点をもってほしい。

〔委員長〕

- ・千葉県では、広域景観計画の策定作業を現在進めているところである。県レベルの方針を考慮すべきか。また、船橋市から県へ提供することはあるのか。

〔C委員〕

- ・千葉県の広域景観計画は、県全域の広域の理念を定め、景観形成に対するそれぞれの役割を記載する。市町が独自に進めていく景観形成と整合を図るものである。できるだけ情報提供していただけるとありがたい。

〔D委員〕

- ・資料4の2ページ「2.景観計画の区域」の船橋市全図が無駄ではないか。

〔委員長〕

- ・景観形成区域を示すことが景観法に位置づけられているので、資料4の2ページの船橋市全図は必要である。
- ・資料4の15ページの都市計画図について用途地域と高さ規制を分けた方がわかりやすい。

景観類型について

〔副委員長〕

- ・14の景観類型の「01 田園景観」～「12 レクリエーション施設の景観」は土地や施設などに関すること、また、特に「01 田園景観」「04 商業地景観」「05 住宅地景観」「06 工業地景観」は土地利用に関することだろう。

〔委員長〕

- ・「自然・田園景観」を「01 みどりの景観」「02 水辺の景観」「03 田園景観」の順番とし、「都市景観」の土地利用に関する「04 商業地景観」「05 住宅地景観」「06 工業地景観」とまとめてくれる位置づけとするのが良い。
- ・「生活景観」が「05 住宅地景観」と紛らわしい印象がある。「生活景観」を「人の活動景観」としてはどうか。

景観形成基準について

〔E委員〕

- ・景観形成基準にイラストを入れた方が、一般の方にも非常にわかりやすい。

〔F委員〕

- ・イラストや写真で、良い例、悪い例があるとわかりやすい。

〔委員長〕

・極力スケッチを入れることとする。

〔C委員〕

・景観類型と景観形成基準との関係が煩雑になっている。

〔委員長〕

・柏市では地域共通の景観形成基準を設けている。

〔B委員〕

・位置、配置などで共通の景観形成基準を設けて整理してほしい。外構も位置・配置にならないか。

〔副委員長〕

・指導するとき、景観形成基準が用途地域別に対応した土地利用に関するものとなっているとわかりやすい。さらに、都市構造・都市施設に関するものに対する景観形成基準を加えると良い。

・巨樹、巨木、みどりの配慮事項などを共通事項とする。

〔委員長〕

・市民が居住地域に応じて必要な個所のみを見られるように、バインダーで地域ごとに分割できるようにしても良いのでは。一方で、事業者にとっては、全部の計画内容が必要となる。

・計画書はどのようなふうに配布するつもりなのか。

〔事務局〕

・本編と必要な項目だけの概要版を想定している。

〔委員長〕

・緑化やアートなど、よう壁のデザイン基準などありうるのか。落書きが景観を壊すことが気になる。

〔C委員〕

・よう壁に絵を描くと、すぐに汚くなる。素材感をだすのが一番良い。

〔G委員〕

・書きっぱなしは汚くなるので、定期的に書き換えられると楽しい。

〔委員長〕

・良い事例があれば、ガイドライン等で紹介できると良い。

〔副委員長〕

・船橋市は斜面林を大切にしている。斜面林のある用途地域はどうなっているのか。隣接する部分の配慮も必要ではないか。

〔事務局〕

・斜面林はほとんど市街化調整区域である。市街地内の斜面林は、開発できない状態になっている。

〔委員長〕

・商業系の用途地区で容積を使い切って大規模な建築をするときは、中高層部分の壁面を後退させ、圧迫感を減らしたいようにしたい。空を広く見せるように。

〔C委員〕

・商業地域は、壁面を前に出す地域もある。“できるだけセットバックすること”という基準については再検討が必要ではないか。

〔委員長〕

・商業地区の中で、本町地区など、景観形成重点区域となりそうな場所は、別途景観形成基準を定める

こととなる。

〔D委員〕

- ・資料4の50ページ「景観形成基準のエリア図」がわかりにくい。色を工夫し、大まかな地名などあると良い。

〔委員長〕

- ・縁取りして大きくするなど、わかりやすく工夫する。

届出制度について

〔E委員〕

- ・開発行為の届出制度について、3,000㎡は大きい感がある。

〔事務局〕

- ・届出制度は、建築と開発行為を合わせて、年間200件程度の届出となるので、精査が必要だと考えている。

〔委員長〕

- ・基準の判断は、どこに力点を置くかによる。現在の案は、積極的にやろうという姿勢がみえる。

〔F委員〕

- ・対象となる工作物の定義は、景観条例で定めるのか。

〔委員長〕

- ・模式図で何が工作物となるかみせないと、トラブルになるのではないか。

〔事務局〕

- ・景観条例で対象となるものの定義を定めるつもりである。

〔委員長〕

- ・届出対象について、景観重要公共施設に指定すると、全部届出、協議することができる。公共施設も、いまのところ善意で確認申請を出している。民間を厳しくして、公共施設はやらないのか言われるかもしれない。

〔A委員〕

- ・屋外広告物は4mを超えると工作物確認申請だが景観の届出制度は15mなのか。

〔事務局〕

- ・屋外広告物は15mまでしか建てられないので、屋外広告物の基準も検討したい。

〔A委員〕

- ・工作物のよう壁の2mの根拠は。

〔委員長〕

- ・よう壁の長さの基準は入れなくて良いのか。

〔事務局〕

- ・よう壁の2mは工作物確認申請が必要な大きさとなる。長さを含め、基準は精査していく。
- ・申請者にとって、なるべく窓口や書類手続きが簡素化できるよう整理したい。

景観形成重点区域について

景観形成重点区域の進め方・無電柱化など

〔 E 委員 〕

- ・景観形成重点区域は景観づくりの第一歩となる。区域を指定して終わり、になってしまう景観計画は避けたい。

〔 委員長 〕

- ・景観形成重点区域では重点的に進めていくことが目的で、終わりではない。始めることが大事である。

〔 D 委員 〕

- ・景観形成重点区域は、区域を行政が決めてしまうとうまくいかないと思う。地域の人も一時的には賛成するが、住民の理解がなくては維持できず、長続きしない。
- ・できるだけ何も決めずに、“あなたの地域をどのような街にしたいのか”と町会、自治会に話し合いをさせて、手をあげさせる。その結果を計画に反映してほしい。そして、手をあげたところに行政が支援をすることが大切だ。行政だけでなく、市民も1,2割負担し、市民協働で進めてほしい。
- ・小さな点(地域)からはじめて、次第に隣の街へと、点から線、線から面へとつなげていく。
- ・例えば、坪井地区の「船橋美し学園」では、事業者と市民、地権者、NPOが協力し、電線の無電柱化等を行った。電線を街路から敷地の奥に入れると、地中化に比べ、費用が1/10以下ですむそうだ。その他にも、原色を使わない、門をつくらない、垣根とする、などのルールを定めている。
- ・坪井地区では、地権者が建物を建てる前にNPOが協議に入り、けっして圧力をかけていない。愛着のもてる町にするには行政ばかりではなく、市民協働であるべきだと思う。

〔 委員長 〕

- ・景観計画内に市民支援、自治会単位で進めることも記述する。
- ・景観形成重点区域では、住民の意見もまとめていくことも必要だ。また無電柱化も民地内の活用を検討する。柏市では、お寺の敷地だけ地中化している事例がある。

〔 F 委員 〕

- ・無電柱化にはいろいろなパターンがある。国の計画に位置づけ、国・自治体が半分ずつ負担するもの。坪井地区のように、事業者が管路を用意するもの。民地の利用し、電線を隠す方法などがある。
- ・電線地中化で苦労するのは、変圧器を地上に出す必要があるのも、既成市街地で道路の狭いところではできないことである。
- ・市川市の法華経寺参道では、行政が調整して、狭い道路でも民地内に変圧器を設けている。

〔 委員長 〕

- ・電線地中化に対する市民の関心は高くなっている。景観形成重点区域の仕組みの中に入れることも検討したい。

〔 F 委員 〕

- ・整備できるかは、費用負担の問題だけである。本町通りのように国の計画でできるのは市内の主な場所だけ。

〔 委員長 〕

- ・市民による取り組みも可能性がないわけではない。まず情報が足りない。

〔 E 委員 〕

- ・電線地中化は、駅前などの主要な場所が優先されてしまうのか。

〔F委員〕

- ・県に協議会があり、市町村の意見を聞いている。市も費用を半分負担するので、何が何でも全部できるといふわけにはいかない。やりやすいところから優先順位をつけて整備している。

〔A委員〕

- ・電線地中化や屋外広告物は、景観形成重点区域だけでなく都市計画全体に関わる問題である。

水辺景観

〔H委員〕

- ・千葉県の海老川沿いのビオトープづくり事業に、船橋市も参加させてもらう陳情に署名した。

〔C委員〕

- ・海老川をきれいにしていこうという活動を、千葉県が各団体と一緒に進めている事業ではないだろうか。

〔事務局〕

- ・千葉県の海老川沿いの事業としては、葛南地域整備センターが22haの調節池をつくっている。洪水を防止する目的であるが、普段は多目的に使われる予定である。
- ・すでに市民がいろいろな活動に利用している。ビオトープ、自然を利用した水質浄化など、試験的に取り組んでいる。

〔E委員〕

- ・普通、調整池は周りをフェンスで囲ってしまう。

〔委員長〕

- ・コンクリートの三面張りとしなくて、ビオトープをきれいに整備してほしい。より良い水辺の景観としてほしい。
- ・海老川調節池の市民の活動情報を調べてほしい。
- ・海老川の水質の問題を学生が取り上げていた。なぜ水質が汚いのか。市街地の護岸や遊歩道をつくっているからか。

〔事務局〕

- ・海老川の上流の方は単独し尿浄化槽方式で下水がまだ整備されておらず、生活排水が流れ込んでいる。

〔A委員〕

- ・船橋市の下水道の普及率は何%か。

〔事務局〕

- ・50%台である。

〔E委員〕

- ・下水道整備はがんばって進めてほしい。景観も並行して進めるべきことである。

景観重要建造物・景観重要樹木について

〔副委員長〕

- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針について、“シンボル”の記述の意味がわかりにくい。歴史・文化的、ランドマーク、アイストップなどの説明で補足が必要だ。

〔事務局〕

- ・樹木の指定の考え方は、景観法の運用指針に書いてあるので、参考として記述を充実したい。

〔 G 委員 〕

・私は、緑の基金、名木・巨木マップづくりに関わった。船橋市では、生垣の助成等を行っている。

〔 副委員長 〕

・船橋市独自の生垣助成、保護樹木・樹林制度などをつづけながら、さらに、シンボルとなる景観重要樹木の指定をしていく、それが船橋市らしいみどりの景観となる。

〔 委員長 〕

・景観資源図の作成を今後やっていくことを記述したい。抽出した景観資源から景観重要建造物、景観重要樹木の候補があげられる。庁内の関係部局の協力が必要だ。

景観形成の推進（市民の景観形成の取り組み）などについて

〔 C 委員 〕

・懇談会の結果をみると、参加者は高い意識があるようだ。どのような市民の活動が行われているのかわかるので、こうした取り組みを地域に広げていけば良い。

〔 副委員長 〕

・景観計画をつくるから市民の声を聞くのではなくて、推進方策の中で、普段から市民の声を聞けるような仕組みを設けてほしい。景観審議会やアドバイザー制度だけでなく、普段から景観について議論する場が必要だ。そこから活動提案が生まれ、それらを行政がサポートしていく。

〔 委員長 〕

・景観懇談会の参加者のように計画をもり立ててくれる市民を大切にしていけるべきである。
・行政が努力し、普段からコミュニケーションをとっていかないと、市民協働はできない。それが市民の満足度を高める。

〔 事務局 〕

・船橋市では、「まちづくり支援室」を設置している。「地区計画」制度を知ってもらうことが目的である。空地があるなど、高い建物が建つ可能性のあるところに、町会でチラシを回覧している。しかし、市民協働に発展しないのが現実だ。

〔 委員長 〕

・まちづくり支援室のように、窓口がはっきりすると市民が意見を言いやすくて良い。

〔 D 委員 〕

・住民はメリットを感じないと懇談会へ出て行かない。あなたの街をきれいにする、活性化するなどをアピールすることが大事である。チラシの説明が足りなかった。
・意見が不満だけで終わってしまいがち、住んでいる場所を良くするにはどうするかまで考えてほしい。

〔 事務局 〕

・景観が自分たちの生活にどのように関わっているか、市民が理解するのにエネルギー必要である。核となる人を見つけることも必要だ。

〔 委員長 〕

・若い人、子育てしている人は、街をきれいにしたいと思っているはず。

〔 G 委員 〕

・PTA、子ども会など、子育て中の人たちは忙しい。しかし、市内では、敬老会や、若い人たちが日を定め、町会単位でまめに掃除をしている。また、花壇を整備している人たちがたくさんいる。そうい

う人たちがいることを計画の中で紹介すると良い。

〔委員長〕

- ・町会や市民など、そういう活動している人の姿を盛り込み、「13 暮らしの景観」をボリュームアップしてほしい。

〔事務局〕

- ・花壇の整備は、市から町会へ委託している。

〔D委員〕

- ・町会の役員をやっていればわかるが、一般の人には委託などのことがわからない。それが問題である。

〔副委員長〕

- ・町会、自治会ベースではなく、例えば、「 の里山保全の会」などのリーダーなど、核となる人とコンタクトをとっていくことが必要だ。市民にとっては、役所に一緒に活動することがメリットとなる。

〔E委員〕

- ・さいたま市では景観表彰を行っている。

〔副委員長〕

- ・表彰には賛成、自分たちがやってきたことが表彰されるのは誰もうれしく、次のやる気にもつながる。
- ・景観計画をつくることとは別に、担い手を発掘、育成し、仲間を増やしていく取り組みが必要である。資料4の59ページ「12．景観形成の推進」の中で記述する。

〔委員長〕

- ・「景観整備機構」の検討が必要である。NPO等の市民の活動について最後の「12．景観形成の推進」で記述する。

- 以 上 -